

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 28 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22500693

研究課題名（和文）多重債務者の生活支援のための専門家育成に関する研究

研究課題名（英文）Professional life support counseling for over-indebted debtors

研究代表者

西村 隆男（NISHIMURA TAKAO）

横浜国立大学・教育人間科学部・教授

研究者番号：40242375

研究成果の概要（和文）：多重債務者の生活再建支援には、本人の気づきや自立を促すカウンセリングが有効であること、および生活全体を見守る支援が必要であることが確認された。その場合、支援者は専門的な職業訓練を必要であり、フランスにおける例が参考になる。

研究成果の概要（英文）：Counseling method of leading self-consciousness and promoting independence is effective to support for over-indebted debtor's life through minding his/her whole life. Also in Japan, it is indispensable to train professionals for supporting stuff like France.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：家庭経営・生活管理・生活支援・多重債務者

1. 研究開始当初の背景

長引く不況を背景にして、自己破産申請者はピークだった 2003 年以降漸減の傾向にあっても、多数の多重債務者の存在は大きな社会問題であった。2006 年に成立した貸金業法の大幅改正により、業者への融資規制、高利規制は着実に進み体力の弱い貸金業者の多くは市場において淘汰されてきた。しかしながら、個人の家計管理能力を高め生活再建を進めるための施策はほとんど検討されることなく、従前と変わらず個人の責任によるものと認識されてきた。

政府に設置された多重債務問題対策本部は 2007 年 4 月 20 日に、多重債務改善プログラムを発表し、①ていねいに事情を聞いてア

ドバイスを行う相談窓口の設置、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供、③多重債務発生予防のための金融経済教育の強化、④ヤミ金撲滅に向けた取り締まりの強化の 4 項目を掲げて問題の解決への指針を示した。しかし、多重債務者の生活再建に求められるものについての本格検討には及んでいない現状があった。換言すれば、法的救済が進む半面で、多重債務者の生活再建を支援するシステム構築は、必ずしも顕在的に議論されることなく、一部のボランティアグループや NPO などの先駆的な活動によるもの以外に見当たらない現状があったと言える。

本研究への取り組みはこうした問題意識

を背景として、この分野で独特なシステムによる実績を上げるフランスに着目することとした。なぜなら、フランスには生活支援の専門職であるソーシャルワーカーの一職種として、家庭の経済生活分野の支援に専門分化した職種が存在していることが知られているからである。

2. 研究の目的

本研究では、多重債務者の生活再建の支援事業において独特な展開を見せる家庭経済ソーシャルワーカー（Le conseiller en économie et sociale et familiale、略称CESF）の活動を軸としたフランスにおける多重債務者支援の全体像をつかみ、日本における多重債務者支援のシステムとの差異を検討することを目的の中核に据えた。

また、韓国の信用回復委員会の行う債務整理の方法等についても同時に調査をすることとし、今後の日本における多重債務者支援の方策の在り方を検討することを本研究の目的とすることとした。

これまでの本研究者による研究では、多重債務者の生活再建支援が、一部の熱心な専門家や地域の小規模な組織によって先駆的に実践され、一定の成果をあげていることが認められる。例えば、盛岡市の消費者信用生協や神奈川県のかながわ生活支援相談センター、九州地方のグリーンコープ生協、消費者教育NPO 法人お金の学校くまもとなどである。

しかし、全国に百万人規模で存在するとされる多重債務者の支援体制の構築には、社会支援の新たな枠組みが必要であると判断し、フランス調査を軸に実施することとした。

3. 研究の方法

海外研究の前提として、日本の多重債務者支援の現状を把握するべく、先行研究調査及び、生活支援型のサポートを行う民間組織をヒアリング調査した。

研究の中心となるフランス調査では、2010年に多重債務救済のシステムの全体像の把握及び、CESFの活動を家族手金庫等でのヒアリング調査により行った。2011年には、再度訪仏し、公的な人材育成機関である職能開発センター（職業専門学校）におけるCESFの養成プログラムを検討し、指導講師や受講学生へのインタビュー調査、ならびにCESFの全国組織の理事会でのヒアリング等を通じ、フランスにおける多重債務者等に対する生活支援活動の独自性の把握に努めた。

また、多重債務者の社会支援システムの中核をなす国立フランス銀行の多重債務調整委員会の事業内容や委員構成についても聴取した。

一方、韓国における類似のシステムとされ

る信用回復委員会についても聴取し、それらの調査結果を基礎として、わが国における多重債務の生活支援システムの構築についての提案を行うこととした。

4. 研究成果

国内調査では、民間組織として多重債務者の生活再建に取り組む「かながわ生活支援相談センター」の活動を重点的に調査した。同センターは、設立5年ほどの新しい機関であるが、消費生活相談員や司法書士らで構成され、県の委託を受け債務者生活相談を行っている。特徴として定期的に事例検討会を開き、支援相談の在り方をグループミーティングなどにより質の向上を図っていた。カウンセリングメソッドの研修には、組織の顧問格である専門の心理カウンセラーの指導を受け、クライアントの变革を促す対話法を身に着け、また、家計記帳など家計管理の基本をアドバイスするなど一定のインターバルを置いた継続的な支援活動を行い成果を上げていることが確認された。

こうした取り組みは評価できるものであるが、国内的に見れば、いくつかの地域にみられるのみで、広がりや欠くのが現状である。

一方、本研究の中核としたフランスは古から多重債務者相談と救済に独自のシステムを持つことで知られている。そこで、2010年、2011年の2回にわたり、現地調査を試みた。

多重債務者支援活動に独自性を有するとされるゆえんの職業人である家庭経済ケースワーカー（CESF）は、生活全般にわたり、きめ細かい支援を戸別訪問などにより丁寧に行っていた。

CESFの歴史は古く、1973年に国家資格として誕生し、専門職ソーシャルワーカー（アシスタントソーシャル）の一区分であり、全国約1万人を擁する。

その主な業務内容は、①個人や家族への生活技術的な支援、②家計管理支援、③居住環境の改善支援となっている。

生活技術の支援では、生活全体が不健康、不衛生な相談者に対して、食事バランスなど健康な食生活の回復に向けたアドバイスや調理法の指導などを行う。

家計管理の支援では、一定の支出分類に従った家計記帳のアドバイス、分類が困難な相談者に対しては日付順の出費記録の指導などにより、月次支出の推移を把握させ、自身の支出傾向や過大な支出への気づきを促す支援を行う。支援のキー概念としては、伴走（accompagner）が挙げられている。ソーシャルワークの基本概念としてCESFの支援活動を通じた重要事項となっている。

居住環境の改善支援では、最も多い家賃滞納による強制退去勧告を受けた相談者に対して、貸主との協議を行って調停を図り、居

住継続が可能となるよう支援したり、公営住宅への入居支援を行う。また、不衛生な居住環境は家主と交渉して必要な工事を手配し、相談者自らでもできる定期的な居室の清掃や冷蔵庫内の整理を促す支援を行う。

CESF へのヒアリングでは、家計管理指導（家計簿記帳の習慣化）、借金相談、就業相談、消費者破産手続きの案内や手続きの同行などがあげられた。CESF は生活疲弊のクライアントの家庭訪問の際に、生活基盤としての食事指導や買い物付き添いなども行うという。

CESF の人材育成に関しては公的機関である職能開発センター（職業専門学校）で行われる。社会福祉職としてのケースワーカーは15種に及ぶものがあり、CESF もその一つである。つまり専門分化した職業教育が行われていると言える。

CESF 資格取得にはいくつかのルートがあるが、社会福祉系大卒者は職能開発センターにおける1年間の資格講座が用意され、CESF 国家試験資格が授与される。バカロレア取得後の BTS-ESF（高等技術者資格認定証・社会経済学）の講座を2年間受講し講座修了試験に合格した上で、国家試験受験資格が与えられるコースもある。同コースの場合、家計管理・家庭経済、家族関係、経済、社会福祉、健康・衛生、居住環境、さらに心理学、カウンセリング技法など高度な内容を徹底的に学ぶ。

国家資格取得後の勤務先は家族手当金庫や病院、行政（市役所など）、地域にある民間組織「家族の家」などとなっている。

フランスでは中央銀行（国立フランス銀行）の支店に多重債務調整委員会が設けられ、債務整理や破産手続きが基本的には無料で行われる点も特筆されるべきであろう。申請にはブルーファイルと呼ばれる債務整理の申請書式があり、申請者はこの書類に債務状況や資産状況、家族状況、就労状況等を記載して提出するが、CESF はしばしば記入の支援を行っている。ファイルは社会福祉施設にも常置され、記入後に CESF は居住県のフランス銀行支店に同行するという。

これら一連の CESF の支援活動は、本人の自尊心の回復などにも配慮し、正解を教えるのではなく、債務者本人の気づきを大切にし、自己革新を促すものとなっている。また、当然に理解や行動に個人差があり、訪問相談による支援や窓口相談などによって一定期間継続的に支援を続ける方式で、相談者が安心して CESF に諸事を依頼することのできる良好な関係が築かれているところに専門職としての存在意義が認められる。

多重債務調整委員会は、県知事、県財務長官、県財務課長、国立フランス銀行代表、消費者団体代表、貸付金融機関代表らで構成さ

れる。CESF は同委員会にメンバーとしても参加している。同委員会は、申請者の資力を判断して返済可能な範囲の返済額を債務者、債権者双方に提示するが、債権者の合意が得られなければ破産を選択せざるを得ないことも当然にある。申請から決定まで2か月以内をめどに行っている。バスチーユ支店でのヒアリングでは平均債務額は35000ユーロであった。また、返済期間は最大8年とされている。2か月という比較的短期間で決着を得るスピード感は相談者にとって有難いものであろう。

一方、韓国の場合、日本と類似しているが、信用回復委員会の活動が調査の中心となった。韓国は1994年以降、法改正により消費者破産が認められるようになったが、債務者の相談窓口は貸付金融機関の拠出による金融調整委員会となっている。同委員会は返済計画を策定するための組織で、生活再建の支援のための活動を行ってはいなかった。

翻って日本での多重債務者の生活支援の専門職育成の可能性を考えた。果たしてフランス型の社会福祉支援として多重債務者の生活再建がわが国で成立しうるだろうか。現状ではその機運は希薄である。金融庁・消費者庁は2011年8月に『多重債務者相談の手引き～「頼りになる」相談窓口を目指して～』（全169頁）を作成し、地方公共団体の相談窓口の相談員や担当部門の職員を対象に配布した。面接におけるカウンセリングマインドの重要性や、家計管理支援のノウハウを掲載するが、手引きであって、実際に現場の人材育成をどうするのかについて方策を持たない。

多重債務者に対応する相談員や職員への啓発の域を出ない単なるマニュアルがどれほどの効果があるのか疑問である。生活支援を社会インフラと方向づけるのであれば、新たなシステムの構築が不可欠であり、その意味で本研究のフランスにおける社会福祉政策の中に位置づけ、多重債務者への生活全体の健康回復を支える方法は大いに示唆に富むものと考えられよう。

現状では個々の相談窓口に立つものが、生活支援の内容や手法を吟味し、相談者個々人の特性に相応しい支援を組立て、安心のできるサポート体制をしく必要がある。

同時に、社会福祉の観点から生活支援の専門職を育成しない限り、本質的解決には程遠いのではないかと思われるのである。

わが国では、多重債務者問題は長い間債務者個人の信用問題であり、借り手責任が強調されてきた経緯がある。やがて消費者金融業社の跋扈により、貸し込み競争が激化する中、インターネット環境の整備や携帯電話など情報通信の飛躍的発展する利便性の陰で、多額の借金を背負っていく多重債務者は急速

に拡大した。過剰融資や高金利、悪質取立てという業者側の戦略の犠牲となった利用者の増加は、多重債務者問題を消費者問題としてとらえざるを得なくなっていった。その結果、各地の消費生活センターが消費者相談の典型として多重債務者の電話相談、対面相談の受け皿になっていった。

しかし、問題の解決を債務整理など金銭的解決に矮小化し、しかも弁護士法の制約から相談員は受けた相談をそのまま弁護士に返し返済計画の策定や自己破産の申し立てを依頼してきた。現在では一部、司法書士も関与できるが、金銭管理や生活設計、就労支援、健康回復など生活全体を支援する主体はほとんど機能していない現実がある。

今後は福祉分野の専門家との連携や生活支援のための新たな職能開発も検討の余地があるものと思われる。本研究では、フランス型支援システムのわが国への導入の可能性や新たな生活支援のための職能開発について十分精査できていない。引き続きの研究課題として、日本の土壌にあった消費者支援の方法論を検討していく必要があるものと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

西村隆男、フランスにおける多重債務者の生活支援に関する研究、消費者教育、査読有、vol.33、2013.9 刊(報文掲載決定)、日本消費者教育学会

[学会発表] (計1件)

西村隆男、フランスにおける多重債務者の生活支援に関する一考察、日本消費者教育学会第31回全国大会、2011.10.12、マイドームおおさか(大阪市)

[図書] (計1件)

西村隆男、経営書院、多重債務社員救済Q&A、2012、223頁(pp.10~45 第1章執筆)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 隆男 (NISHIMURA TAKAO)
横浜国立大学・教育人間科学部・教授
研究者番号：40242375